

# 安全衛生



## あれこれ

10

### 「安衛法第28条の2」は、重要条文の代表選手 ～リスクアセスメント等の法的考察～

増田労働衛生コンサルタント事務所

所長 増田 稔久

あつてはならない労働災害ですが、万一の場合には、企業に対して二つの責任が追及されます。

それは、

一、安衛法、刑法による刑

事責任

二、労働契約法等による民事責任（損害賠償）

です。

この責任に係る最も有効な事前対策が「安衛法第28条の2」で記されたリスクアセスメント等（以下、RAという）と

考えます。その基本的な概念については、愛知労働局ホームページに優れた解説があるので、まずは一読をお勧めします。

私は法条文と関係法を紹介します。

(表1)

#### 安衛法 第28条の2 (事業者の行うべき調査等:抜粋)

事業者は、①建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他の業務に起因する危険性又は有害性等(略)を調査し、その結果に基づいて、②この法律又はこれに基づく命令の「規定による措置」を講ずるほか、③労働者の危険又は健康障害を防止するため「必要な措置」を講ずるように努めなければならない。

厚生労働大臣は、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

#### <説明>

上記の②「規定による措置」は、例えば、安衛法 第27条「措置は省令で定める」を根拠として、具体的な事項が定められている。⇒なお、本条等を根拠に約3000条もの規制があるとされている。(「？」は数えたことがないから)

表1の同条1項をご覧ください。①～③と3つの段に分けると、前段①の内容は危険性等の調査の実施で、あらゆる作業、業務が対象となっています。続いてその調査結果に基づ

き、中段②の対策が求められています。その対策は「規定による措置」として、強制力のある法令（「罰則付き」と「罰則なし」）に則った内容となります。

②が強制法令とすると、①の調査は②の適用を判断するため準強制的に科せられると考えられます。続く後段③の「必要な措

置」は、②の対象外の作業等

や②の法令措置が万全ではない場合で、2項で示された指針「R.A指針」「機械包括安全指針」等を踏まえたりスクロールを自らの判断で講ずることです。

つまりは、災害発生に至る危険性等を調査し、前述した指針等を頼りに対策を講ずることです。これらの措置を実

施し、労働災害の防止を図ることは、業過、民事責任に対するコンプライアンスとしても意義があると考えられます。

「安衛法第28条の2」の1

項は「努めなければならぬ」とされた努力義務条項ですが、「やれたらやれば良い

い」といふ意味が含まれます。

ではなく、労働者の安全と健

康を守るために安全配慮義務を果たした証として「やるし

かない」と重要な条文であるとご理解いただけたら幸いです。

(表2)

#### 1. 刑法

##### 第211条(業務上過失致死傷)

業務上「必要な注意」を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。

⇒「必要な注意」とは、予見+回避。

#### 2. 民事責任(損害賠償)

##### 労働契約法 第5条(安全配慮義務)

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、「必要な配慮」をするものとする。

参考：民法(第415条債務不履行・第709条不法行為責任)  
⇒「必要な配慮」とは、予見+回避。

これらは法条文と関係法を紹介します。

この条文は抽象的で、安衛法令のよう

な具体的な記述がない

求められています。

この条文は抽象的で、安衛法令のよう